

# 学校いじめ防止基本方針

いわき市立小川小学校

## 1 いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸張することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するためにいじめ防止基本方針を定める。

## 2 方針

- (1) いじめが発生しない環境をつくるため、道徳教育や体験活動を重視し、全ての教育活動を通して豊かな情操や道徳性を養う。
- (2) 積極的な生徒指導を行い、予防措置を講じる。
- (3) 校内にいじめ対応も含めた生徒指導委員会を設置し、組織で対応する。構成員は、原則、職員とする。問題により有識者（心理関係）等も参加とする。
- (4) 保護者及び地域住民、スクールカウンセラー、外部関係機関等との連携を図り、情報共有のもとに教育活動を推進する。
- (5) いわき市教育委員会への報告・連絡を密にし、指導助言をもとに対策を講じる。
- (6) 児童に対する実態把握を定期的に実施し、早期発見、早期解決に努める。
- (7) 重大事態が発生した場合には、事実関係調査を直ちに実施し、その実態把握に努めるとともに、いわき市教育委員会との連携を密にして対処する。

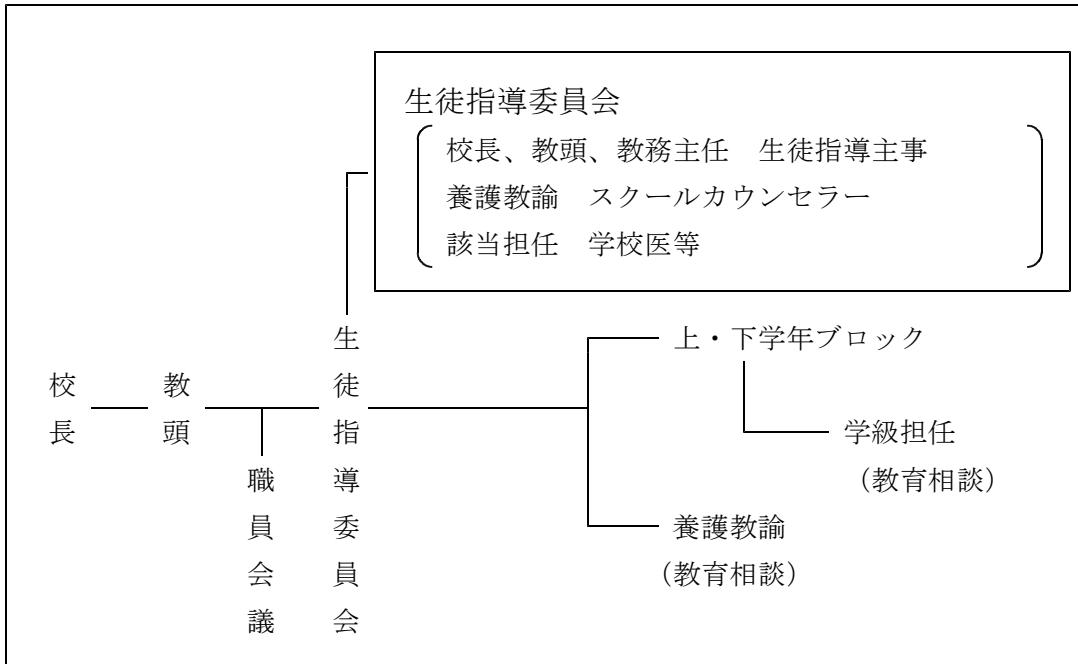
## 3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものいう。

発生した場所は、学校の内外を問わない。（平成25年度より）

## 4 いじめ防止の校内組織

### (1) 組織



### (2) 運営

- ① 全教職員の共通理解を深め、指導体制を確立して運営にあたる。
- ② 生徒指導協議会を毎職員打合せ時に開催し、生徒指導部で役割を分担して運営にあたる。
  - ・ 今月の児童の様子についてよかつた点や生徒指導上の問題点等について話し合う。
  - ・ いじめに関する研修や情報共有をする。
- ③ 定例会以外にも、生徒指導委員会を中心に必要に応じて話し合いの機会を持つ。  
いじめ発生時に、その対応策を検討する。
- ④ 随時、下・上學年ブロック会を持ち、情報交換を行うとともに、指導の仕方について共通理解を図る。
- ⑤ 事例に応じ講師を招聘して研修会を開催し、教員の指導力の向上を図る。
- ⑥ 生徒指導に必要な調査を各学級で実施する。確認できた事例について検討し、実態を正確に把握した上で指導にあたる。

## 5 いじめの未然防止の取組

いじめを防止をするにあたり、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、未然防止の取組を行う。そのためには、児童一人一人の自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していく。以下の事項について重点的に取り組む。

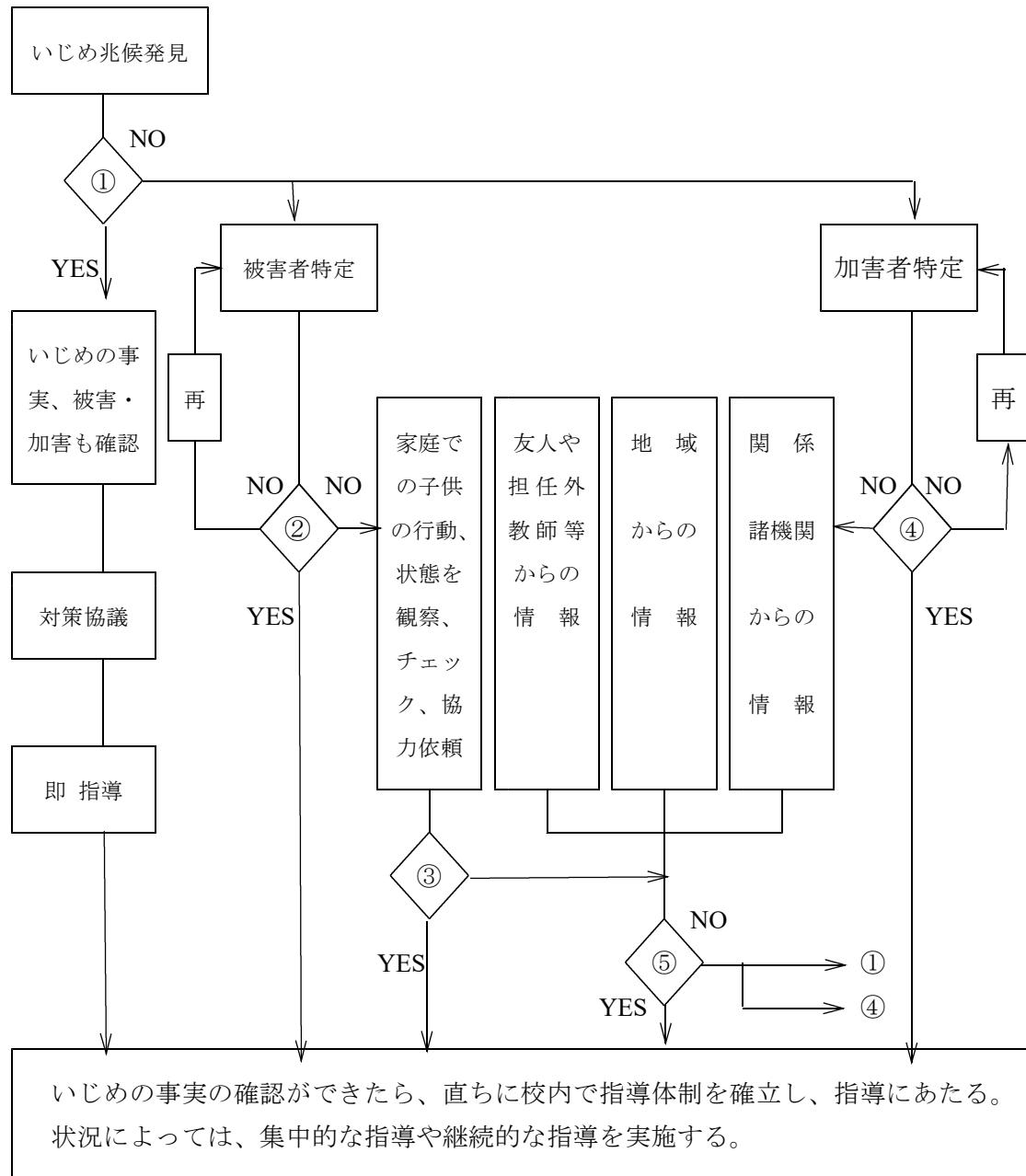
- (1) 教育目標スローガンの指導徹底  
お・・・おもいを伝え合う  
が・・・がんばりを認め合う  
わ・・・わたしから身体をきたえる
- (2) わかる授業づくり・・・「すべての児童が参加・活躍できる授業」
  - ・ 基礎的・基本的事項の徹底習得
  - ・ 児童主体の学習活動の展開 「子供たちにが、子供たちによる、子供地同士の学び合い」
  - ・ 意見を発表し合える場面設定（言語活動の充実）
  - ・ 授業評価の徹底、指導と評価の一体化した学び
- (3) 豊かな集団づくり
  - ・ 学級集団 ・・・話し合い活動、学級会活動の充実、居場所づくり
  - ・ 縦割り班 ・・・多角的、多面的な視点での子供たちの活躍
- (4) 社会体験、自然体験、交流体験の充実
  - ・ 豊かな体験活動の設定
  - ・ 6年間を見通した体系的・計画的なキャリア教育の実施
- (5) 児童会活動の充実
  - ・ 学校行事の主体的な運営
  - ・ 委員会活動、クラブ活動の充実
- (6) 道徳教育（人権学習）の推進
  - ・ 一人一人のよさや違いを認め合える、一人一人のよりよい生き方を学ぶ
  - ・ 「いじめ」の本質や構造の理解

## 6 いじめの早期発見の取組

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためにも、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養う。併せて定期的な面談や各種調査を併用する。なお、調査結果等の分析に基づく効果的な対応と検証も行う。

- (1) 朝・帰りの会や授業中などの観察
  - ・ 出席をとるときの声、表情
  - ・ 健康観察、ライン市役所による家庭での状況の把握 保健室等での様子
  - ・ 授業における学習用具の確認 発言内容、学習態度の変化
- (2) 個人面談の実施
  - ・ 困りごと調べ後の教育相談、全児童対象に困りごと調の実施
- (3) 「困りごと調べ」アンケートの実施
  - ・ 年3回（6月、9月、11月）
- (4) Q-Uテストによる学級生活状況調査（4年）

## 7 いじめ発生時の対応



### ◇ チェック番号の内容と指導の手順

- ① いじめの兆候が発見されたとき、すぐにいじめられている側の特定ができたか。
- ② いじめられていると思われる児童が、いじめを認めたか。  
いじめに合っていないと否定した(NO)場合には、本人に対し再確認等の指導を行う。  
また、同時に家族に対しても、家庭での行動等の観察、チェックを依頼し、結果報告の協力を求める。(家族との日常の信頼関係が重要になる。)
- さらに、友人や担任外教師等からの情報、地域からの情報、関係諸機関からの情報等を集約しておく。

③ 家庭の行動等に変化が見られたか。

家庭内で常態ではない行動等の報告があった(YES)場合には、直ちに学校で対応策を講じて指導にあたる。同時に、変化等が見られない(NO)場合であっても、友人や担任外教師等からの情報、地域からの情報、関係諸機関からの情報等を総合して判断する。

④ いじめていると思われる者がいじめを認めたか。

いじめている者が、「いじめていない。遊びだ。」というように否定した(NO)場合には、再度確認等の指導を行うとともに、家族に対して家庭での行動等の観察、チェックを依頼し、結果報告の協力を求めるようにする。さらに、友人や担任外教師等からの情報、地域からの情報、関係諸機関からの情報等を集約しておく。

⑤ いじめの事実が確認できたか。

本人の供述や家族、友人、担任外教師、地域、関係諸機関からの情報等によって、いじめ等の事実が確認できたときには、学校で対応策を講じて指導にあたる。

本人が認めないときには、①や④のチェックに戻って指導を行う。

## 8 重大事態が発生した場合の対応

- (1) 他の児童の教育を受ける権利を保証するという観点から、出席停止等の毅然とした指導を検討する。
- (2) いじめられている児童の保護の観点から、時機を逸することができないよう、就学すべき学校の指定変更や区域外就学等の措置を講じる。

## 9 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- (1) 被害児童への対応 → 複数の教師で情報を共有し、被害児童に寄り添った支援を行う。
- (2) 加害児童への対応 → いじめを行うに至った背景や事情を綿密に調べ、心のケアを重視した指導を行う。
- (3) 全校児童への対応 → 掲示板やメール等での誹謗・中傷を発見した場合には、速やかに学校や保護者に報告・相談するように指導する。